

Human Rights Risk Report -Human Rights Due Diligence Programme

CRT日本委員会¹は、2011年に国連で採択されたUN Guiding Principles (UNGPs) において企業に求められている「尊重」と「救済」を浸透・普及しやすいように、2012年より以下のCRTメソドロジーを開発し、実践してきました。

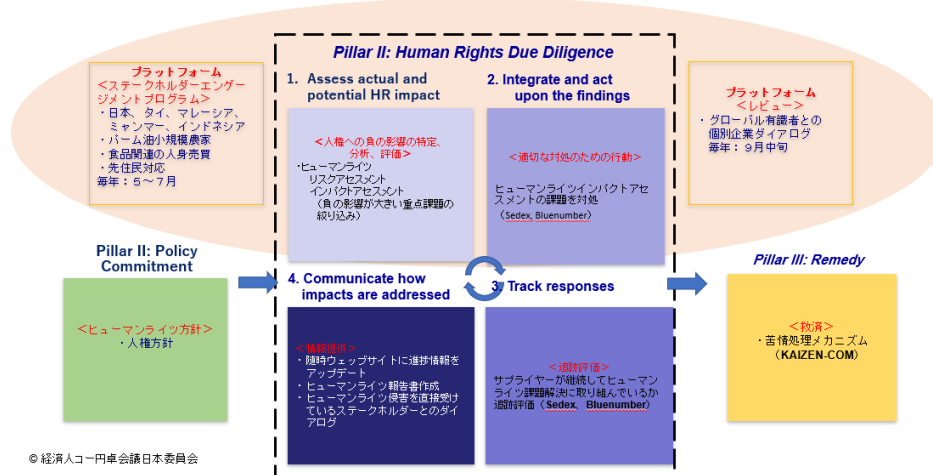
UNGPsは、すべての企業は人権を尊重する責任を負うことを明確にした上で、人権尊重責任を果たしていくためには、企業活動による人権への負の影響の特定し、防止し、軽減し、そして対処していく「人権デュー・デューデリジェンス」を実行することを求めています。

I. CRT Approach of Human Rights Due Diligence

この人権デュー・デューデリジェンスを企業に進めていくためには、その全体のフレームワークのプロセスをシンプルに見える化できるようなものを作成しなければ難しいと考え、以下のアプローチ方法を考案しました。

個別企業向けフレームワーク&プラットフォーム

国連の「ビジネスとヒューマンライツの指導原則」の観点から見たヒューマンライツデューデリジェンスのプロセス



¹ CRT日本委員会は、スイスのCauxで1986年に創設されて、企業の社会的責任の浸透普及に努めています。常時中立な立場で、企業とステークホルダーの橋渡し、日本と世界の橋渡しをしながら、お互いの信頼関係を構築できるプラットフォームとフレームワークを作り上げています。そして、CRT日本委員会は「自らを正し、誰が正しいではなく、何が正しいか」を理念に、以下の3つの柱（共生、人間の尊厳、ステークホルダーとのエンゲージメント）を念頭におきながら活動しています。

この「個別企業向けフレームワークとプラットフォーム」を実践していく中で、企業が単独で行えるための“フレームワーク”と企業や NGO 団体など一緒に連携していくための“プラットフォーム”を構築することにしました。

■ Responsibility=Response+Ability（責任ではなく、答えられる能力である）

今、人権デューデリジェンスでもっとも強く求められていることは、“責任あるサプライチェーン”です。Responsibility に関する英語の語源であるラテン語の本来の意味は、Response + Ability という2つの語源が組み合わさったものです。これは、日本語の責任というよりも、答えられる能力が備わっているかどうか求められているのです。つまり、企業がステークホルダーからの要求事項にすべて答えていくことは無理であり、逆にどこまでだったら答えられて、その先は答えられないことを説明していくことが透明性や情報開示を高めていくことにつながり、信頼関係を構築していくことができます。

■ UNGPs の攻略法 = プラットフォーム + フレームワーク

企業が UNGPs を攻略していく上で、他の企業やステークホルダーと一緒に活動する“プラットフォーム”とそうではなく、企業が単独に行うフレームワークの2つのパターンを有効に活用していくことが重要です。

1. プラットフォーム：

- ・ステークホルダーエンゲージメントプログラム【2018年5~7月】
⇒日本、タイ、マレーシア、ミャンマー、インドネシア
- ・有識者とのレビュー【2018年9月12~13日】
⇒ビジネスと人権に関する国際会議@東京

2. フレームワーク：（適宜個別企業での対応）

人権デューデリジェンスを実施する中で、以下の2パターンがあります。

上記のプラットフォームで抽出された業界ごとの人権侵害の課題について、

- ・ Pillar II Human Rights Policy：人権方針
- ・ Pillar II Human Rights Due Diligence：優先すべき人権課題の抽出（負の影響を特定）
- ・ Pillar III Remedy：苦情処理メカニズム（KAIZEN-COM）

このレポートでは、個別企業が取り組む“2. フレームワーク”の取り組みについてご紹介します。

II. フレームワーク：人権デューデリジェンスプログラム（以下、HRDD）

1. 基本的な考え方

1) 尊重と救済の捉え方について

グローバルでビジネスを展開している企業にとっては、全てのビジネス領域で潜在的な人権侵害がどこに存在しているのか把握して対処することは、現実極めて困難なことです。そこで、最も大きな負の影響を及ぼす人権侵害を第三者機関と共に特定し、それを対処するために具体的な行動・是正をしていくことで、誠実性を担保していくことができます。そして、企業は、この誠実性の担保に基づき、実際に人権侵害が起きた時に真摯に対処できることで、潜在的なリスクマネジメント対応能力を培っているという“Social License”を取得することができ、ステークホルダーからの信頼関係を構築していくために役立ちます。

企業は、この“Social License”を取得する手法として、UNGP s の中で言われている“尊重”と“救済”について行うことを求められています。また CRT 日本委員会の体験から以下の通りで整理することができます。

- ・ 尊重：企業は、独りよがりではなく、第三者機関と連携し、先駆けて潜在的な人権課題を特定し、自主的に取り組むことを“**先駆（せんく）**”としています。
- ・ 救済：企業は、尊重（先駆）を行った後、まだ把握できていないビジネス領域において世界のどこかで人権侵害が生じた時に対処することを“**追駆（ついく）**”としています。

① 尊重（先駆）：最も大きな負の影響を特定する

企業としては、自社のグループだけではなく、サプライチェーンを含めて HRDD を通じて抽出した人権課題についてあくまでも“真摯”&“誠実”な姿勢で、人権侵害の是正・対処することが求められています。

これが UNGP s では“尊重（Respect）”という言葉に該当しており、私は企業が自主的に HRDD を実施している意味で“**先駆**”という言葉を使っています。

② 救済（追駆）：人権侵害が生じた際に対処する

HRDD で人権侵害が抽出されなかった他のビジネス領域においては、適用外とするのではなく、人権侵害を受けている懸念や声が発生した時に、対処することが求められています。これが、UNGP s で言うところの“救済”、つまり“苦情処理メカニズム”となります。

また、私は日本語で、企業は人権侵害が起きた時に対処する姿勢について“**追駆**”と言っています。

企業としては、社会に影響を及ぼすことが大きい人権侵害を抽出し、その課題解決に向けた取り組みをステークホルダーと連携しながら実施することで、“真摯”&“誠実”な態度で正当性の担保を得ることが出来ます。

2. 人権デューデリジェンス (HRDD) の概要

CRT 日本委員会がこれまで日本企業に実施してきた HRDD の体験エピソードは、以下の通りです。

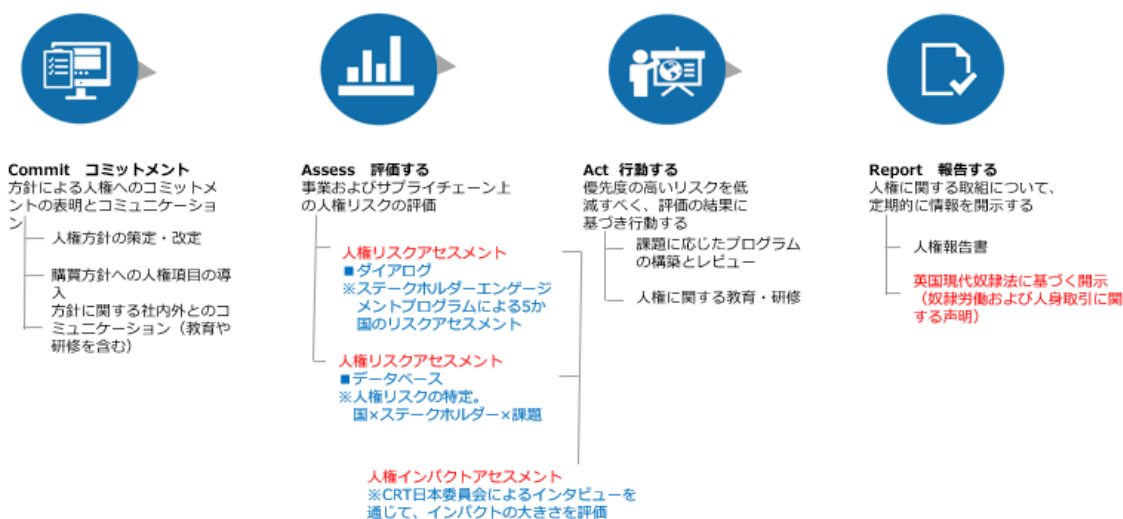
- ・見える化：

潜在的なリスクアセスメントな観点でアプローチをしていくと、徐々に自社のビジネスオペレーション（バリューチェーンやサプライチェーン）上で、どこに人権課題があるのか前向きに捉えていくことができるようになってきます。
- ・人の特定：

具体的な人権課題を特定（場所と人権侵害の受けている人）することで、企業は今後どのような取り組みをしべきか KPI を設定することが容易になり、経営層からのコミットメントが得やすくなってきています。
- ・定性⇒定量：

人権課題を定性から定量化し、目的を明確にすると、企業は CSR や購買部門だけではなく、他部門を巻き込んだ形で、全社的な取り組みとして UNGPs の真意を理解し、浸透していくことにつながっていきます。

人権デューデリジェンス



©Verisk MaplecroftとCRT

1) コミットメント（人権方針）

このUNGP sを企業がグループやサプライヤーを巻き込んで進めていくためには、経営トップの強いリーダーシップの発揮が不可欠です。経営トップの強い意志やメッセージを強調していく上で、“Human Rights Policy（人権方針）”をステークホルダーに示していくことが極めて重要です。そして、既存の購買方針に人権項目が明記されていなければ導入しておくことが大切です。また、人権方針を経営層や現場で働いている方々に向けて、社内やグループ全体で普及・浸透していくために、e-Learningなどを有効に活用しながら、教育を徹底していくことが最も重要です。

2) 評価する（Risk Assessment and Impact Assessment）

事業及びサプライチェーン上の人権リスク/影響を評価していく手法です。

① リスクアセスメント⇒国×ステークホルダー×課題

まずは、事業を展開している地域において、現地での直接ダイアログを実施してリスクを洗い出していくか、もしくは人権リスクを調査分析している専門会社のデータを活用していく2パターンでリスクアセスメントの絞り込みを行います。

・ダイアログベース

CRT日本委員会の“ステークホルダーエンゲージメントプログラム（SHE）”で開催しているタイ、マレーシア、インドネシア、ミャンマーと日本の5か国においては、企業とNGO団体等とのダイアログやワークショップを通じて、毎年国別や業界ごとにリスクアセスメントを実施し、その国や地域の人権課題を特定していく手法です。

・データベース

全領域を網羅することは、困難を極めることから第三者機関（Verisk Marplecroft）による調査・分析のデータベースを参考にしながら以下の2通りによって、人権課題の地域範囲の絞り込みを行います。

★簡易型（Lights version）²

実施目的：リスクの高い事業展開国・サプライチェーン展開国の把握と、そこにおける人権リスク内容を把握する

² 簡易版：社内でまだ人権デューデリジェンスの取り組みに合意を得ていない中で、その合意形成に向けて事前にアウトプットイメージを把握しておくためのフェーズです。

分析軸 : 人権指標 (4 種) 及び国

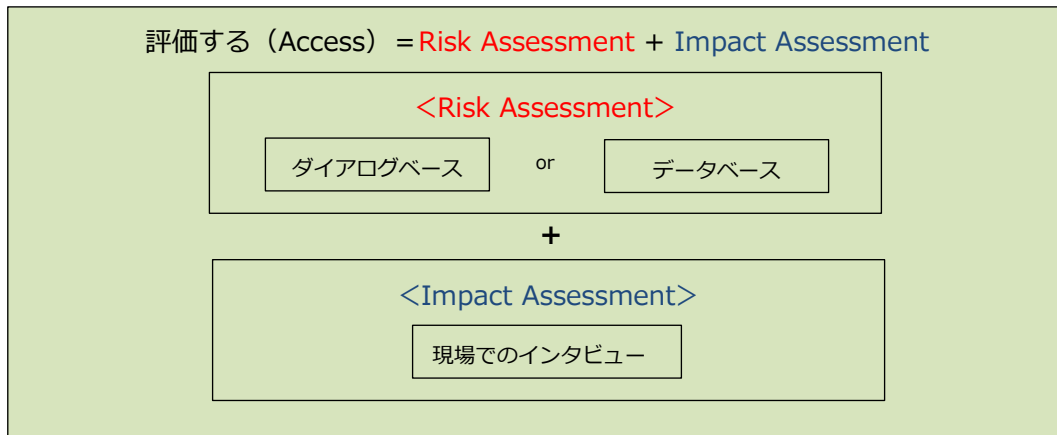
★標準型 (Standard version)

実施目的 : リスクの高い事業展開国・サプライチェーン展開国の把握と、そこにおける人権リスク内容を把握する。さらに、事業と人権リスクの関連性を把握する。

分析軸 : ・人権指標 (全 33 種から選択)、国、産業あるいは原材料 (4 種選択)

② インパクトアセスメント⇒インタビューを通じて影響の大きさを評価する。

リスクアセスメントで特定された地域において、実際どのような人権侵害があるのか現場で働いている生産者や従業員に直接 CRT 日本委員会のメンバーがインタビュー形式でヒアリングしながら、具体的な人権課題を抽出し、KPI を策定し、人権侵害の是正に向けたアクションプランを策定していきます。



3) 行動する

上記のアセスメントで、人権侵害を受けている人や人々を特定していくことによって、より具体的にどこの誰かが特定することができ、優先度の高いリスクや影響を低減すべく、評価の結果に基づき行動していくことができます。

- ① 人権課題に応じたプログラムの構築とレビュー (追跡評価) をすることで適格に人権侵害を対処できているのか把握することができます。
- ② 人権に関する教育・研修を行うこと (e-Learning やワークショップなど) 。

4) 報告する

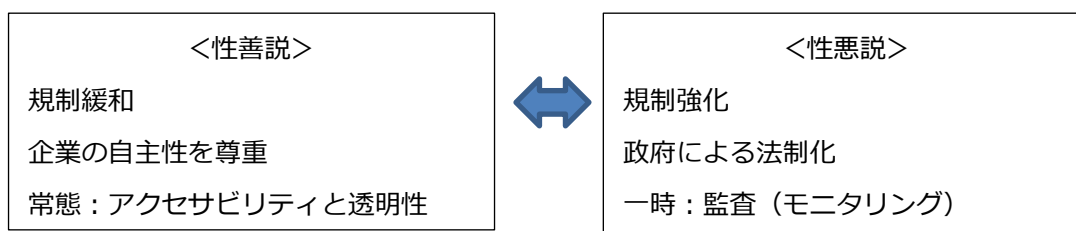
人権に関する取り組みについては、定期的に情報を開示する。

- ① 人権報告書の作成

② 英国現代奴隷法に基づく開示（奴隷労働及び人身取引に関する声明）

Ⅲ. 第一に性善説、第二に性悪説

CRT 日本委員会では、企業に UNGPs を成し遂げていくために規制強化しながら求めていくよりも、オープンスタンスで自主的に取り組んでいけるような環境を構築していくべきだと考えています。この規制強化と規制緩和は表裏一体の関係であるものの、まずは規制緩和の中で企業がどこまで自主的に取り組んでいけるのかお手並みを拝見（性善説）し、もしその期待を裏切るような行為や態度が散見されれば規制強化策に転じていく（性悪説）ように望むべきだと思っています。



最後に、この性善説スタイルを進めていくための心構えとして、以下の点を記載しておきます。

1. 結果よりも過程重視！

人権デューデリジェンスのプロセスを通じて、人権侵害を受けている人を特定した後に、その人権課題が完結してから情報を開示するのではなく、そのプロセス（過程）でどのような体験をしていること、また実現困難な状況に応じても包み隠さず情報発信していくことで、常時企業がどのような潜在的なリスクに向き合っているのか見ることができ、透明性を高めていくことでステークホルダーとの信頼性を得ることができます。

ステークホルダーが最も懸念していることは、その取り組みが完結した段階で情報開示するよりも、その取り組みプロセスを開示することで追跡評価しながら“誠実”や“真摯”な態度で取り組んでいると評価を得ることができます。特に ESG 投資による機関投資家や NGO 団体などからも高い信頼を得たいのであれば、定期的に情報を開示しながら、質の高い関係性を保持することが得策だと考えています。こうした企業の情報開示スタイルについては、“Quality Relationship”という言葉で ESG 投資による機関投資家が表現しています。

2. 尊重 = 対応：救済 = 対処

企業は、自社のビジネス領域において、UNGPsの基づき人権課題の予防手段、未然防止をどこまで“対応”するか、そしてすべてを網羅できない中で実際に人権侵害が生じた時に真摯に“対処”すれば良いとするのが私の見解です。

■尊重：

企業が自主的にこの人権デューデリジェンスを通じて社会に負の影響を及ぼしている課題の優先順位を付け、そこに限られたリソースを投入しながら、ステークホルダーと日頃から連携しながら、その取り組み状況を適宜（タイムリー）に情報開示していくことです。

■救済：

人権侵害の芽を早期に認識できるメカニズムであり、その声を手掛かりに更に企業はステークホルダーとのより強固な信頼関係を構築して絶好の機会でもあります。そのためには、そういった貴重な声がアクセスしやすく、社内の意思決定する経営層にきちんと届けられるようにする仕組み（KAIZEN-COM）を経営マネジメント体制に組み込んでいくことです。また、その救済がどこまで対処しているのか透明性を高めていくためにもその進捗報告の情報開示していくことです。

3. Profit<Return

是非企業が自主的にUNGPsに基づいたビジネスを展開していくことで、多くのステークホルダーを魅了し、サステナブルな成長を実現してほしいと願っています。そして、企業はその得た利益をまた社会に還元する、つまり“Profit”ではなく“Return”を心掛けて資本主義が発展していく上で、企業が果たすべき役割や責任を全うして頂くことがグローバルな長寿企業として繁栄していくことを信じております。企業は、グローバルが注目しているこのUNGPsを率先していくことでより社会との接点・絆を強くしたビジネスモデル基盤を構築でき、より多くのステークホルダーを魅了した市場価値を創造していくことができるかと確信しています。

CRT 日本委員会 専務理事兼事務局長
石田 寛